



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 378号 2011.5.17 発行 社会政策研究所

死体遺棄 2被告認める

読売新聞 2011年5月17日

相模原市緑区の津久井湖付近で今年2月、無職吉田優介さん（当時24歳）の遺体が見つかった事件で、死体遺棄と傷害罪に問われた茅ヶ崎市萩園、無職式部照代（24）と、住所不定、同草刈弘樹（21）両被告の初公判が16日、横浜地裁（家令和典裁判官）であった。

この日は、死体遺棄罪の審理のみ行われ、両被告は起訴事実を認めた。一方、式部被告の弁護人は、「式部被告は（共犯の少女による）暴行や脅迫で人格破壊され、責任能力を欠いていた」として無罪を主張した。

起訴状では、両被告は昨年12月27日頃、藤沢市の無職少女（19）（死体遺棄罪で起訴）と共謀、吉田さんの遺体を衣装ケースに入れて保冷車で津久井湖近くまで運び、川に遺棄したとされる。

検察側は冒頭陳述で、両被告は特別支援学校を卒業後、グループホームの生活で知り合い、草刈被告の交際相手の少女と知人の吉田さんの4人で同居を始めたと説明。その上で、「両被告と少女は昨年11月下旬頃から、吉田さんに暴行を加えるようになった」とし、「12月中旬に暴行して数日後、吉田さんが亡くなっていた。暴行が原因と考え、遺体を捨てることを決めた」と指摘した。

次回公判では、傷害罪についての冒頭手続きなどが行われる予定。

不正経理問題の社会福祉法人、横須賀市に補助金133万円返還/神奈川

神奈川新聞 2011年5月17日

障害者グループホームなどを運営する社会福祉法人「クオレ」（横須賀市坂本町、高屋淳彦理事長）の不正経理問題で、横須賀市は16日、2005、06年度にクオレへ交付した補助金の大半にあたる133万円が返還されたことを明らかにした。不正流用を繰り返していたとされる元女性施設長は退職したが、流用が指摘されている資金の返還には応じていないという。

同日の市議会教育福祉常任委員会で市福祉部が報告した。市は昨年12月に改善措置命令を出し、クオレに対して不正流用された695万円を法人の会計に補てんし、適切な処分と再発防止策を講ずるよう求めた。

市福祉部によると、市がクオレの地域活動支援センター「パレット」に対して交付した05、06年度分の運営費補助金計156万円のうち、元施設長に不正流用された133万円が3月、クオレ側から市に返還されたという。

元施設長は1月17日付で理事と施設長の職を解かれ、3月末で法人の職員も退職した。しかし、不正に流用していたとされる資金の96%にあたる671万円は返還されていない。クオレが2度にわたり書面で返還を求めたのに対し、元施設長側は返還に応じない姿勢を示している。

運営は医療法人青山会が全面的に支援。理事については1人を除く全員が辞職し、7人が新任された。法人運営の実務責任者として実務担当理事に再任の武津美樹氏（精神障害者生活訓練施設「萌木」施設長）が新たに就任した。5月末の理事会で新たな規定が整備されるという。

委員会では、理事の中に上地克明市議が含まれていることに対して「問題が起きている法人だけに、道義的に好ましくないのではないか」などの意見が出た。市は「そのような議論があったことはクオレ側に伝えたい」とだけ答えた。

ニチイ学館の純利益 10%増 11年3月期、介護事業伸びる

日経新聞 2011年5月16日

ニチイ学館が16日発表した2011年3月期の連結決算は、純利益が前の期比10%増の34億円だった。訪問介護など在宅介護で利用者数が計画を上回ったほか、居住介護も好調だった。介護分野の雇用者の増加に伴い、各自治体から受け取る受託料も利益を押し上げた。

売上高は2%増の2408億円。主力の介護事業では利用者が約13万人と、前の期に比べ7%増えた。グループホームなどの居住介護施設でも稼働率が高い水準で推移した。営業外収益で介護関連の資格取得や雇用する人員が増えると自治体から受け取る受託料を16億円計上し、経常利益は40%増えた。

特別損失は16億円を計上した。東日本大震災で東北地方の支店や介護拠点が被災。建物や設備の原状回復費用など震災関連の損失が6億円強発生した。

12年3月期の連結純利益は前期比29%増の45億円、売上高が4%増の2500億円を見込む。震災による特別損失がなくなるほか、「在宅と居住介護サービスの利用者が順調に増える」（森信介専務）見通しという。

介護保険法改正を凍結し、震災対応に注力を- 労組が要請

キャリアブレイン 2011年5月16日

東京介護福祉労働組合は5月16日、介護保険法等改正案の今通常国会における審議をやめ、東日本大震災で被災した高齢者への介護サービスを充実させることに注力するよう求める要請書を細川律夫厚生労働相にあてて提出した。

具体的には、震災対応として行うべき施策として、被災地での介護サービス利用料を区分支給限度額内に限定せず免除することや、県立病院などの設置で被災地の医療体制を充実させることなど、5点を求めている。

また、介護保険制度に関する当面の要求として、▽要介護認定を廃止▽人事考課制度（キャリアパス）を廃止▽休息や仮眠が取れない一人夜勤を禁止▽介護事業所による育児・介護休業法の順守を推進▽介護職のみに支給される介護職員処遇改善交付金の対象を、介護事業所の全職員へ拡大—などを挙げている。

このほか、介護職の医行為について、反対の立場を表明。実施する場合には、医行為が介護職の業務拡大につながるとし、賃金が上乗せされるよう賃金水準を示したり、人員配置基準を見直したりするよう求めた。また、介護職が医行為を行う際に、利用者の健康状態を医療職が常に理解している体制を整備することなども訴えた。

同組合の田原聖子書記長は、「実現が難しいものも、課題を浮き彫りにする意味で提示した」と話している。また、人事考課制度について、▽労使で決めるべき人事考課制度を事業者が一方的につくることで、賃金カットの口実になっている▽昇格や資格取得といったキャリアアップと給与アップが結び付けられていない—などを問題点として指摘している。

札幌：FM「三角山放送局」が受刑者のリクエストを番組に 「偏見なくす一助」願い

毎日新聞 2011年5月16日
刑務所から届いた手紙を読みながら、番組収録の打ち合わせをする塚原さん（右）と杉沢さん



札幌市西区のコミュニティーFM「三角山放送局」が今冬から、札幌刑務所（同市東区）の受刑者からのリクエストで構成する番組の放送を始めた。刑務所内でこうした番組を流す取り組みは府中刑務所（東京都）などでも行われているが、一般向けに放送するのは全国初の試みだ。家族らへの思いを伝えることで、受刑者の心の安定を支えるとともに、社会の偏見もなくす一助になればとの思いが、放送局にはある。【中川紗矢子】

「よく別れた妻と一緒に聴いていた曲です。当時、妻はまだ若く、私なんかを待たすよりも幸福になってもらいたくて、別れを告げました。（中略）それでも最後の面会で『別れよう』と言った心の中では『愛してる』と言っていました」

イニシャル「H・B」の受刑者から届いたリクエストは、斉藤和義の「歌うたいのバラッド」。「愛してる」の言葉をずっと言えなかった男性の気持ちが歌われている。番組パーソナリティーの皮工芸作家、塚原紀子さん（60）は、読んでいて胸が詰まり、涙が出てくる時がある。楽しかった思い出、家族や友人への謝罪、犯した行為への後悔……。そうした気持ちをつづった手紙が月1回、100通ほど届く。

番組制作のきっかけは、塚原さんが札幌刑務所で引き受けている皮工芸の指導。対面した受刑者は、カルチャーセンターの生徒と変わらず、穏やかで礼儀正しかった。自分が担当するラジオ番組に刑務所の技官を招くなど交流を続けていたところ、刑務所側から「所内で番組を流せないだろうか」と打診を受けた。

これを聞いた三角山放送局の杉沢洋輝社長（40）は、番組を一般向けにも流すことを提案した。98年に起業し、大手とは違うFM局のあり方を模索してきた杉沢さんは、障害者や高齢者、元ひきこもりの青年ら、さまざまな市民をパーソナリティーに起用してきた。「マイクはアナウンサーのためじゃなく、伝えたいものがある人のためにある」。受刑者の生の声も、リスナーに届けたいと思った。

被害者も聴く可能性のあるラジオで受刑者の手紙を朗読することへの反発も覚悟したが、今のところない。「刑務所や受刑者が僕らと縁がないと思っているのは錯覚」と杉沢さん。刑務所の総括矯正処遇官、磯西俊幸さんによると、受刑者からは「待っている家族のことを思い出した」「社会復帰の意欲が高まった」などの声が上がっているという。

「私の故郷は沖縄です。青い空と青い海、そして、私が19歳の時に他界した父親を思い出します。今、私は55歳を迎えようとしています。父親が亡くなったのも今の私の歳でした。もし父親が生きていたら、現在の私の境遇を嘆いたことでしょうか。もうこれを最後にして、天国の父親を安心させてあげたい」（喜納昌吉「十九の春」のリクエスト）

番組は毎週月曜の「三角山モーニング」内で、午前9時半から15分間流されている。

宮城県義援金、震災孤児・障害者も交付 配分委方針

河北新報 2011年5月17日

宮城県災害義援金配分委員会（委員長・岡部敦県保健福祉部長）は16日、県に届いた義援金約120億2100万円（12日現在）の配分方針を決めた。県独自の交付対象として震災で父母を失った孤児や重度障害者を加えたほか、国の配分委員会が示した死者や全壊世帯などへの配分基準額に上乗せ交付する。

県の独自配分は、震災の影響が深刻な被災者を手厚く支援するために行う。震災孤児に50万円、失明など重い障害を負った災害障害見舞金の対象者に10万円を支給する。全

壊に近い大規模半壊世帯の枠も設け、1世帯当たり7万円を交付する。

国の基準に上乘せする額は(1)死者・行方不明者15万円(2)全壊住宅10万円(3)半壊住宅2万円―。これにより、支給額はそれぞれ50万円、45万円、20万円(大規模半壊は25万円)に拡充される。

委員会の決定を受け、県は市町村の報告に応じて速やかに送金する。

県義援金とは別に、日赤と中央共同募金会が全国で受け付けた義援金約294億円は既に県に送金された。県社会福祉課によると、県内31市町村で申請の受け付けが始まり、うち10市町で交付が始まった。

社説：国と地方の協議 法制化を十分に生かせ

毎日新聞 2011年5月17日

ずいぶん遅くなったが、意義は認めたい。鳩山前内閣時代に国会に提出されたまま足踏み状態が続いていた地域主権改革の関連3法がようやく、成立した。

民主党政権の発足当時、地域主権改革を「改革の一丁目一番地」と位置づけさっそうと掲げたはずの看板は今や、すっかり色あせた感がある。とはいえ、地方側の長年の悲願だった国、地方協議の法制化が実現したことは重要だ。分権改革はもちろん、震災対応や原子力発電所の安全対策、首都機能のあり方など幅広い議論に着手してほしい。

政治の混乱が成立を1年近く遅らせてしまった。関連法案は昨年3月に閣議決定され、早期成立が見込まれていた。ところが鳩山前内閣の退陣やそれに続く政治の混乱のあおりを受け、継続審議となっていた。

今回は自民党の主張に配慮し法案から「地域主権」の文言を削り、成立にこぎつけた。「地域主権」という言葉を法律に盛り込むことには国民主権や国家主権との関係で政府・与党にも議論があった。政権のスローガンとして旗を下ろす必要はない。だが、法成立を優先させる見地から修正はやむを得まい。

国、地方の協議の場合は国側は官房長官、財務相ら、地方側は全国知事会など地方6団体代表らがメンバーとなる。テーマは国、地方に関する事項が幅広く取り上げられ、合意には尊重義務が課せられる。

折しも全国知事会の新会長に山田啓二・京都府知事が先月、就任した。地方側はせっかくできた協議の枠組みを眠らせてはならない。

機動的な活用に徹すべきであり、必ずしも地方側の意見集約や国との合意形成にこだわる必要はない。東日本大震災後、地方側には被災者生活再建支援法や災害救助法の見直し、原発をめぐる安全対策の明確化、さらに東京一極集中の是正策などを求める声が出ている。最低、月1回開催するルールを確立したい。最初が肝心である。

中央省庁が自治体の行政に施設の設置などでさまざまな基準を押しつける「義務づけ」の見直しも関連法には含まれている。今回の立法で踏み込み不足の部分も多いだけに、不断の見直しが欠かせない。

大震災後の国家像を論じるうえで分権改革は避けて通れない。関連法成立を、国の地方出先機関の見直し、一括交付金の拡大、将来の地方制度のあり方などをめぐる議論を加速する弾みとしなければならない。

地方側もせっかくの協議の場で国に陳情を繰り返すようでは困る。国と対等に渡り合うためにも地方6団体は政策を立案する機能の強化に努めてほしい。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

